

淀川水系流域委員会 第33回淀川部会(2005.12.13開催) 結果報告		2006.1.12 庶務発信
開催日時:	2005年12月13日(火) 13:00~16:20	
場 所:	天満研修センター 9階 イベントホール	
参加者数:	委員14名、河川管理者(指定席)15名 一般傍聴者67名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」に対する意見は12/15 24時まで提出する。</li> </ul> <p><b>2. 報告の概要:</b> 庶務より、報告資料1を用いて、第32回淀川部会の結果報告がなされた。</p> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p>審議資料1-1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」、別途配布資料「これまでの原則をどうするか」を用いて、意見(案)に関する意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p><b>○「3 大戸川ダム」に関する意見交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(2) 大戸川の治水対策」では「農道あるいは道路を2線堤として活用し、農地に遊水地機能を持たせることについても検討する必要がある」としている。農地に遊水地機能を持たせるためには所有者との調整が必要になってくるのではないかと。</li> <li>←農道の高さをそろえて特定の地域に浸水を閉じこめるというイメージだ。現在の法制度では実現できないだろうが、道路を建設する際に高くしておけば実質的には氾濫の区域を狭くできるのではないかとというアイデアから出てきた意見だ(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>←農地に遊水地機能を持たせるためには法的な制度や補償、合意形成が必要になる。行政側で制度まで作るということまで含めた記述を考えないといけない。</li> <li>←この地域は水害常習地帯だ。農林省も農地排水事業を実施している。河川管理者には農水省や滋賀県等の対策も組み合わせた善後策を議論して頂きたい。</li> <li>←「2線堤と農地の遊水地機能」は、従来の遊水地とはちがうやり方を検討できないかという提案なので、説明を追加した方がよい。農水省との連携の可能性についても指摘しておけばよい。</li> </ul> <p><b>○「4 天ヶ瀬ダム再開発」に関する意見交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塔の島の歴史的な景観は相当変化してきた。これ以上の変化には地域住民も納得できないのではないかと。P20「(2) 環境への影響」にあるマウンドや堰等の水位維持調整施設の実現可能性について、河川管理者の説明を聞いてみたい。堰によって川の流れが止まれば、生物への影響も出てくるので心配だ。</li> <li>・意見(案)は、歴史的景観は全て守るべきという論調だが、守るべき景観のウェイト付けや基準が必要だ。</li> <li>・「(1) 放流能力の増大量」では、1500m<sup>3</sup>/sへの放流能力の増大は工事实施基本計画を踏襲したもので、治水や環境の視点から再検討が必要だとしている。ダムWGでの議論を教えて欲しい。</li> <li>←1500m<sup>3</sup>/sは工事实施基本計画をそのまま引き継いだものだと思っているが、何m<sup>3</sup>/sがよいのか、WGの結論は出ていない。河川管理者からの説明が欲しいと思っている(ダム意見書WGリーダー)。</li> <li>・天ヶ瀬ダムは琵琶湖の環境改善にとっても重要だが、景観や生態系、低周波の問題がある。天ヶ瀬ダムから宇治川下流に直接放流する案も検討して頂きたい。</li> </ul> <p><b>○河川管理者からの指摘事項</b></p> <p>河川管理者より意見(案)に関する指摘がなされた。主な指摘は以下の通り(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3-1 大戸川ダムの経緯」では、基礎原案の時点でダムの目的が大きく変更されたと記述されているが、ダムの建設目的を変更したのではなく、調査検討の項目にしたと考えている。同様に、大戸川ダムの目的から新規利水は除外されておらず、基礎原案の時点では、水需要の精査確認を行うとした。また、05年07月の調査検討(とりまとめ)で大戸川ダムの目的が大戸川の洪水調節のみとなったと記述されているが、宇治川・淀川の洪水調節の必要性に変わりはないと考えている(河川管理者)。</li> </ul> <p><b>○「1 はじめに」に関する意見交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別途配付資料「これまでの原則をどうするか」の「(3) 基本方針との関係」については意見が異なっている。基本方針という水系全体の目標に向かってどのように進めていくのか、そのタクティクスが河川整備計画という考え方に異論はない。ただ、整備計画はタクティクスの第一段階目にあたると考えている。第一段階目の整備計画において、堤防強化や流域対応を理由にして、事業中のダムを先送りしてはならない。当然、壊滅的な被害を防ぐための堤防強化も盛り込まないといけない。また、ダムは代替案の中の最後の選択肢であり、各代替案の実現が困難な場合はダムで行かざるを得ないと考えている。</li> <li>←「ダムは代替案の中の最後の選択肢」という考え方は私も同じだ。これまでの計画はステップバイステップで進めてきたが、このやり方では常に壊滅的な被害にあう確率がある。20~30年で3つのダムを実施するなら、残りの2つ分を流域対応でカバーし、壊滅的な被害をなくすようにしたい。目標はできるだけ大きくし、できない部分は流域対応でやっていけばよいと考えている(ダム意見書WGリーダー)。</li> </ul>		

- ・ダムを前提にした途端、堤防強化は後回しにされてしまう。優先順位は堤防強化が先であり、ダムは最後の選択肢として考えるべきだ。堤防強化をすれば河道の流量は増加してもよい。河道の流下能力が増えれば、ダムで貯留させる量を減らせるという論理も成り立つ。ダムと堤防強化には関連がある。
    - ←堤防強化が完了すれば、ダムの規模が小さくなる（あるいは不要になる）という点については、見解が違ふ。ダムがあってもなくても、堤防強化は必要だ。余裕高はHWLを決定する際の不確定要素（維持管理、数値決定方法等）を考慮して策定されている。堤防強化によって余裕高を減らして流量を増やすという考え方を計画に盛り込むことはできないと考えている。
    - ←ダムや堤防強化によって流量が同じになるとしても、地域の住民から見れば、ダムは遠い存在。堤防は常に直接的な関わり（維持管理）を持っていないといけな。潜在的な危険性はダムの方が高い。
    - ←堤防強化によって破堤しなくなったとしても、越水すれば氾濫するという点も留意しておくべきだ。
  - ・堤防強化をしても河川管理者は余裕高を変更することはできない。堤防の構造が変われば余裕高も変わってもよいと思うが、堤防が強化されて実質上の流下能力が増加しても、計画に盛り込むのは無理だろう。
    - ←堤防補強によって堤防天端まで流せ得ることもあるが、越水対策の技術等が確立されていない現時点では、堤防補強による流量増化を計画として盛り込むことはできない（河川管理者）。
  - ・大阪の巨大遊水地はダムよりもコスト高のはずだが、反対運動は出なかった。ダムは30年に一回しか使わないが、遊水地のグラウンド等は30年に一回だけ使えない。この違いをよく考えていかないといけない。
    - ←寝屋川の遊水地は他の方法がなかった。生駒山にダムサイトはないので、地下河川や遊水地、地下調節池を選択した。「ダムは最後の選択肢」という方針と変わりはない。
  - ・社会資本整備小委員会河川分科会の議論に委員会の意見が反映されていないと思った。流域委員会で検討を重ねてきたことが基本方針に盛り込まれるのか。河川分科会に流域委員会の思いを伝えてほしい。改正河川法が基本方針に反映されないことは寂しい。
  - ・河川法改正の趣旨を踏まえて治水も環境も論じなくてはいけない。河川管理者からも、委員会当初にこれまでの河川整備の反省が述べられた。河川整備の在り方を見直すという趣旨で取り組んでいくべきだ。
  - ・改正河川法で、基本方針と整備計画に分けた。2つにはそれぞれ分担がある。整備計画には20～30年で達成する役割があるので、基本方針と整備計画では対象洪水も違ってくる。整備計画は20～30年で達成する目標洪水を対象にしていく。個々の事業の優先順位については委員間で意見の差異があるのは当然だろうが、ダムや堤防補強等の役割分担の優先度を考えながら進めていくという基本的な考え方には、差異はないと思っている。個別の事業で違う考え方が出てくるのは当然であり、大多数と違う意見は少数意見として尊重されるように、とりまとめて頂けると思っている。
  - ・流域委員会と河川管理者とのキャッチボールで作り上げてきた。過去決めた原則が変わることもあり得るだろう。その場合はどのように変更するかが問題になる。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：**一般傍聴者5名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・河川管理者は「既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない」ことを目標にしているが、委員会では議論がなされていない。委員会は、異常渇水時には正常流量を下回ってもよいという考えだが、そうは思わない。日本の利水安全度がいかにあるべきかという議論がないまま、意見が示されたのは不満だ。
  - ・基本方針の議論の場で流域委員会の議論が反映されていない。ボトムアップで社会構造の変化に対応するやり方が必要だ。流域委員会も意見を言っていないといけな。また、ハザードマップが京都府議会や宇治の議会に知らされていない。京都府の利水についても議論の余地がある。
  - ・議論が低調だと感じた。質問と回答が噛み合っていない。意見(案)P19の塔の島地区の河道掘削に関する「河床の掘削量を極力抑制する必要がある」という記述の後に「できれば避けるのが望ましい。河床掘削をしないことを前提とした検討が必要である」と追加して頂きたい。世界遺産と一体になった宇治川の歴史的景観は特別に保全し継承していかなくてはならない。また、天ヶ瀬ダムから塔の島地区下流へのバイパスも検討すべきだ。従来の景観の復元は不可能とされているが、締切堤等の撤去、護岸の修復は可能だ。P20で「地域住民とともに検討し」とされているが、「地域住民」とは何を指すのか。塔の島地区整備検討委員会では市民公募がなされなかった。「住民参加」について実態のある議論をしなければならない。
  - ・大規模な護岸工事が行われている一方で、密接している住宅地のためドレーン工の敷設が2m後退しているという現状もある。河川管理者はダムや河道改修に関心に向きがちで、河道内の樹木伐採や堤防整備に目が向かなかつたという面もある。河川管理者は堤防強化にも目を向けて頂きたい。
  - ・大戸川ダムの「3-2-3 地域社会への影響」で、「これまでの治水はともすれば、行政が一方向的に進めるものとの意識が強かったが」とあるが、移転された方のことを考慮した文言にして頂きたい。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。詳細については、結果概要、議事録をご参照下さい。